**第二章 生殖質資源の保護**

第八条 国は、法に基づいて生殖質資源を保護し、いかなる組織や個人も生殖質資源を占有し、破壊してはならない。

国が重点保護する天然生殖質資源を採集または伐採することを禁止する。科学研究など特殊な状況のため、採集または伐採する必要がある場合、国務院または省、自治区、直轄市人民政府の農業、林業主管部門の承認を得るものとする。

第九条 国は、計画的に生殖質資源の全数検査、収集、整理、鑑定、登録、保存、交流、利用を行い、利用に供することができる生殖質資源目録を定期的に公布する。具体的な規則は、国務院の農業、林業主管部門が定める。

第十条 国務院の農業、林業主管部門は生殖質資源バンク、生殖質資源保護区または生殖質資源保護地を確立するものとする。省、自治区、直轄市人民政府の農業、林業主管部門は、必要に応じて生殖質資源バンク、生殖質資源保護区、生殖質資源保護地を確立することができる。生殖質資源バンク、生殖質資源保護区、生殖質資源保護地の生殖質資源は、公共資源であり、法に基づいて利用に開放する。

生殖質資源バンク、生殖質資源保護区または生殖質資源保護地を占用する場合、設立した機関の同意を得る必要がある。

第十一条 国は、生殖質資源に対して主権を享有する。いずれかの組織や個人が国外に生殖質資源を提供する場合、または国外の機関、個人との合同研究で生殖質資源を利用する場合、省、自治区、直轄市人民政府の農業、林業主管部門に申請を出すとともに、国の利益配分のプランを提出するものとする。申請を受理した農業、林業主管部門は、審査を経て国務院の農業、林業主管部門に承認を申請する。

国外から生殖質資源を導入する場合、国務院の農業、林業主管部門の関連規定に照らして処理する。